日本クリスマスローズ協会会則

第1条(名称)

本会は、日本クリスマスローズ協会 と称する。

第2条(所在地)

本会の所在地は、埼玉県所沢市和ケ原1-3031-126 とする。

第3条(目的)

本会の目的は、下記の通りとする。

- 1. ヘレボルス属(通称クリスマスローズ)植物の発展ならびに普及を図り、会員間の親睦、交流を行うと共に一般愛好者への普及、啓蒙活動を行う
- 2. ヘレボルス属およびその周辺植物に関する調査・研究・育成ならびに種子・品種の収集保存、栽培技術の向上等の指導を行う

第4条(事業)

本会は前条の目的を遂行、達成するため下記の事業を行う。

- 1. 会報の発行およびホームページの運営
- 2. 展示会および講演会
- 3. 会員を対象とした国内および海外研修会ならびに見学会
- 4 種苗等の提供(無償あるいは廉価頒布)
- 5. 種・品種名の整理、統一化
- 6. その他、本会の目的達成のために、必要な事業ならびに他者の行う事業に対する技術 指導等の援助および後援

第5条(会員)

会員は本会の趣旨に賛同し、入会手続きを行った者とする。

第6条(役員)

本会には下記の役員を置く。

- 1. 名誉会長・・・若干名 2. 会長・・・1名 3. 会計・・・1名
- 4. 会計監査・・・3名以内 5. 理事・・・30名以内 6. 顧問・・・若干名

第7条(役員の選任)

役員の選任は下記の方法に依る。

- 1. 理事の選任は、理事会の議を経て総会の承認を要する
- 2. 会長、会計、会計監査は理事会の承認を要する
- 3. 名誉会長は会長経験者を、顧問はクリスマスローズおよび本会の発展普及に貢献した と認められた者を理事会の議を経て会長が委嘱する

第8条(役員の任期)

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、顧問の任期は特に定めない。

第9条(会議)

会議は総会および理事会とする。

- 1. 定期総会は会長が招集し年1回行う 但し、理事会の要請または会長が必要と認めた時は、臨時総会を招集することができる
- 2. 理事会は会長が必要に応じ招集する
- 3. 会長は会議の議長を指名する
- 4. 会長は緊急を要する場合、理事会を以って総会に代える事ができる但し、直近の総会に報告し承認を得るものとする
- 5. 会の決議は、出席者の過半数を以って決する。 但し、可否同数の時は議長がこれを 決する

第10条(定期総会)

定期総会は次の事項について議決する。

- 1. 事業計画ならびに予算、決算に関すること
- 2. 理事の選任
- 3. その他、必要と認める事項

第11条 (理事会)

理事会は次の事項を決議する。

- 1. 事業計画案および予算案の策定
- 2. 会則および細則等、本会の規定の制定・改廃
- 3. 理事候補者の選任
- 4. 緊急を要する事項
- 5. その他、必要と認められる事項

第12条(地方支部)

本会の啓蒙活動ならびに会員間の親睦を充実させる目的で、下記条件の基に地方支部を設置することができる。

- 1. 支部活動に必要な数の会員がいること
- 2. 理事が当該支部の責任者となること
- 3. 設置に当たっては、理事会の承認を得ること
- 4. その他の事項については、別途細則において定める

第 13 条 (会計)

本会の経費は会費ならびに行事収入、その他の収入を以って充てる。

第 14 条(会費等)

本会の会費は1口当たり1年間3千円、入会金は2千円とする。会費は毎年1月末までに、入会金は入会時に納入するものとする。

第15条(会計年度)

本会計年度は暦年とする。

第16条(入会、退会)

入会、退会の手続きは次の通りとする。

- 1. 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を事務局に提出し、併せて入会金および 1年分の会費を納入するものとする
- 2. 本会の退会は次の通りとする。但し、既納会費は返戻しない
 - イ. 退会の申し出があった時
 - ロ. 1年以上会費が未納の時
 - ハ. その他、理事会が会員に相応しくないと判断した時

第17条(会則の改正)

本会の会則の改正は理事会において行い、総会に報告する。

付則

平成9年3月17日制定、平成22年7月15日改正、平成29年8月30日改正令和4年(2022年)4月27日改正、令和5年(2023年)3月18日改正